

(1)【現状】水害リスク情報や減災に係る取組

資料3

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	宇都宮市	日光市	小山市	真岡市	下野市	上三川町	益子町
想定される浸水リスク情報の周知について	・洪水予報河川の浸水想定区域図を基に洪水ハザードマップを作成公表している。 ・今後、想定しうる最大の洪水に対する浸水想定区域の見直しに合わせてハザードマップの改訂を行う予定。	・浸水想定区域が指定されていない当市では、関東・東北豪雨時の浸水被害を地図におとし、今後注意が必要な個所として各自治会へ配布した。	・洪水浸水想定区域内の住民に対し、説明会を実施した。	・洪水ハザードマップの全戸配布、及び市ホームページに掲載することにより浸水想定区域の周知や、想定浸水深を電柱に表示することによる周知をしている。	・国県管理河川の浸水想定区域データを基に市洪水ハザードマップを作成公表している。	・ハザードマップを作成し全戸配布したほか、HP上で公表している。	・ハザードマップを全戸配布
洪水時における河川水位等の情報提供等の内容及びタイミングについて							
避難勧告等の発令基準について	・避難勧告等は、以下の基準を参考に、気象庁の防災情報提供システムや国土交通省の川の防災情報等により、リアルタイムの降水量、水位等の数値や範囲を示す情報の入手や河川巡視等からの報告を基に、総合的に判断して発令する。 また、指定行政機関や県等に助言を求め、意見等を参考に判断する。 (1) 避難準備・高齢者等避難開始 観測所の水位が「はん濫注意水位」を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合。 (2) 避難勧告 観測所の水位が「避難判断水位」を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合。 (3) 避難指示（緊急） 観測所の水位が「はん濫危険水位」を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合。	→国土交通省や県から提供される雨量や河川水位等の情報収集、及び職員や消防団員からのパトロール情報を基に総合的に判断して発令する。	1. 避難準備・高齢者等避難開始 基準地点水位がはん濫注意水位に到達し、かつ、〇〇川はん濫注意情報が発表されるとともに、市が観測する水位観測値（鬼怒川及び田川については国又は県が観測した水位観測値）、及び国・県が発表する予測水位等から判断して、今後避難判断水位を超えると判断したとき。 2. 避難勧告 (1) 基準地点水位が避難判断水位に到達し、かつ、〇〇川はん濫警戒情報が発表されるとともに、市が観測する水位観測値（鬼怒川及び田川については国又は県が観測した水位観測値）、及び国・県が発表する予測水位等から判断して、今後ははん濫危険水位に到達することが予想されるとき。 (2) 破堤につながるおそれのある漏水等が確認される等、堤防等の河川構造物の崩壊が予測されるとき。 (3) 内水氾濫が発生するおそれがあるとき。 3. 避難指示（緊急） (1) 基準地点水位がはん濫危険水位に到達し、かつ、〇〇川はん濫危険情報が発表されるとき。 (2) 水位にかかわらず、堤防等の河川構造物の崩壊が差し迫った状況にあるとき。 (3) 内水被害が発生したとき。	(1) 避難準備・高齢者等避難開始 〇五行川又は小貝川の水位観測所の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が予想される場合 (2) 避難勧告 〇五行川又は小貝川の水位観測所の水位が避難判断水位に達し、更に水位の上昇が予想される場合 (3) 避難指示 〇五行川又は小貝川の水位観測所の水位が氾濫危険水位に達したとき 漏水・侵食の場合は、監視を強化し、危険がある場合には、水位によらず対応する。	(1) 避難準備・高齢者等避難開始 ・水位観測所の水位が避難判断水位に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・はん濫警戒情報が発表されるとき (2) 避難勧告 ・水位観測所の水位がはん濫危険水位に達したとき ・はん濫危険情報が発表されるとき (3) 避難指示（緊急） ・水位観測所の水位がはん濫危険水位に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・はん濫危険情報が発表されるとき	基準観測所 田川明治橋 ◆避難準備 水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ◆避難勧告 水位が氾濫危険水位に到達することが見込まれる場合、あるいは危険判断水位に達し、更に水位の上昇が予想される場合 はん濫警戒情報が発表されるとき ◆避難指示 水位が氾濫危険水位に達した場合ははん濫危険情報が発表されるとき	「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」により発令基準を定めている。
避難場所・避難経路について	・宇都宮市洪水ハザードマップにより周知（避難経路については、表示していない）	→緊急避難場所等は、常に見直しや追加を行い該当する自治会へ周知している。 また、各自治会からの情報等を基に民間施設との避難場所提供に関する協定締結に努めている。	指定緊急避難場所…大規模公園。指定避難所…小・中学校、高等学校、大学校、県立体育館、県立プール館 避難経路については、市では示していないが、自主防災組織の一部は避難経路図を示した防災マップを作成している。	・避難所は、真岡市防災マップ（全戸配布）、ホームページ、暮らしの便利帳（全戸配布）により周知、避難経路は指定はしていないが暮らしの便利帳等により事前確認、選定の記載あり。	・避難所は下野市洪水ハザードマップ、HP、広報誌により周知。 ・避難方向は設定したが、避難経路については表示していない。	・避難場所は17箇所を指定しておりハザードマップに示されている。 避難経路については自主防災組織の訓練等を通じて、地域に沿った経路を策定できるよう町も支援していく予定	・避難所は益子町マップ、HPにより周知。 避難経路については、指定していない。
住民等への情報伝達の方法について	・避難勧告等を発令した場合は、広報車、防災行政無線（同報系：上河内地域）、登録制メール配信、緊急速報メール、携帯マイクや連絡網等あらゆる手段を活用して市民に伝達する。 ・市長は各放送機関に対し、当該避難勧告等の内容の放送、テレビのデータ放送等を要請する。	・同報系無線（戸別受信機）、緊急速報メール、日光市防災メール、テレビのデータ放送、アラート、車両による広報による情報配信 ・自治会、自主防災組織、消防団等による戸たたき	・同報系防災行政無線、小山市安全安心情報メール、緊急速報メール、アラート、行政テレビ及び車両広報により情報伝達を行う。	・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示を発令した場合は、次の方法により伝達する。 防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、ケーブルテレビ、スマートフォンアプリ、市ホームページ、アラートを利用した伝達。 広報車、消防団車両による巡回広報による伝達。 自治会、自主防災組織、消防団等の組織を通じ個別訪問等による伝達。	・避難勧告・指示を発令した場合は、次の方法により伝達する。 防災行政無線、テレビのデータ放送、文字放送、ラジオ放送、市ホームページや緊急速報メール配信により発信する。 ・緊急事態等、必要により市職員、消防団員の巡回や自治会へのホットラインで情報提供している。	・アラートや、かみたんメールを通じ避難情報等の配信を行っている。 特にかみたんメールについては自治会を通じ、加入の促進を進めている。	災害の状況、伝達先に応じて最善の手段により伝達するものとする。 伝達先 ・住民等（住民、自治会長、民生委員、自主防災組織代表者等） ・災害時要援護者・福祉関係機関等（要援護者の事前登録者、町社会福祉協議会、老人ホーム、保育所、病院等） ・防災関係機関等（消防署、消防団、警察署、県、国等）  伝達手段 ・防災行政無線、広報車、消防車、ホームページ、電話、FAX等

(1)【現状】水害リスク情報や減災に係る取組

資料3

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	市貝町	芳賀町	塩谷町	高根沢町	栃木県
想定される浸水リスク情報の周知について	・特になし。	・洪水ハザードマップを全世帯に配布している。	・洪水ハザードマップにより周知	・高根沢町地震・洪水ハザードマップにより周知	・県管理河川の内、洪水予報河川及び水位周知河川について浸水想定区域図を作成・公表している。 ・今後、想定しうる最大の洪水に対して見直しを行う予定。
洪水時における河川水位等の情報提供等の内容及びタイミングについて					・直轄河川の洪水予報発令を受け関係機関へ情報提供を行っている。 ・県管理河川についても洪水予報を発表しており、自治体、警察、消防等関係機関への連絡を行い住民への周知を行っている。 ・県管理河川が以下の事象になった時、直接連絡（ホットライン）を行っている。 ◆知事⇄市町長 ①氾濫危険水位 ②氾濫発生 ◆河川課長⇄市町危機管理担当部長 ①氾濫警戒水位 ②知事ホットラインの運用事象発生時
避難勧告等の発令基準について	・特になし。	・河川水位観測所毎の基準により発令。 ・大雨警報等の情報により発令	(1) 避難準備情報 ・水位観測所の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・はん濫注意情報が発表されたとき (2) 避難勧告 ・水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が予想される場合 (3) 避難指示 ・水位観測所の水位が氾濫危険水位に達した場合 ・はん濫危険情報が発表されたとき	(1) 避難準備・高齢者等避難開始 ○佐貫水位観測所の水位が2.30m（はん濫注意水位）に到達し、水位の上昇がさらに見込まれる。 ○氏家体育館脇観測所の水位が1.20m（はん濫注意水位）に到達し、水位の上昇がさらに見込まれる。 ○両郡橋観測所の水位が1.10m（はん濫注意水位）に到達し、水位の上昇がさらに見込まれる。 ○漏水等が発見された場合。 (2) 避難勧告 ○佐貫水位観測所の水位が2.60m（避難判断水位）に到達し、水位の上昇がさらに見込まれる。 ○氏家体育館脇観測所の水位が1.40mに到達し、水位の上昇がさらに見込まれる。 ○両郡橋観測所の水位が1.30mに到達し、水位の上昇がさらに見込まれる。 ○異常な漏水等が発見された場合。 (3) 避難指示（緊急） ○佐貫水位観測所の水位が3.30m（はん濫危険水位）に到達し、水位の上昇がさらに見込まれる。 ○氏家体育館脇観測所の水位が1.90mに到達し、水位の上昇がさらに見込まれる。 ○両郡橋観測所の水位が1.80mに到達し、水位の上昇がさらに見込まれる。 ○異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合。	
避難場所・避難経路について	・特になし。	・避難場所は、洪水ハザードマップに記載。避難経路は方向を矢印で示す。	・小中学校やコミュニティセンターなどの公共施設等。 避難経路については指定していない。 洪水ハザードマップを町ホームページに掲載している。	・高根沢町地震・洪水ハザードマップにより周知	・各市町が作成するハザードマップに関して作成支援を行っている。
住民等への情報伝達の方法について	・特になし。	・避難の準備情報・勧告・指示を発令した場合は、防災行政無線、町広報車、消防団車両などによる広報活動により、避難対象地区の住民への情報周知を図っている。	・避難勧告、指示を実施したときは、当該実施期間は、対象地域の住民に対して最も迅速で確実、効果的にその内容の周知徹底できるよう、概ね次の方法により伝達する。一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人（日本語の理解が十分できない者）等の災害時要介護者に対しては、地域住民の協力を得て確実に伝達できるよう配慮する。 (1) 町防災行政無線による伝達 (2) サイレン、鐘等の使用による伝達	・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を発令した場合は、防災行政無線、消防団車両、町ホームページ、防災・防犯メール、報道関係機関等を通じて全ての人に伝達できるよう留意して伝達する。	・「とちぎリアルタイム雨量・河川水位観測情報」（インターネット配信）により、雨量・河川水位・河川状況映像等の情報を提供している。 ・電話応答装置により雨量・河川水位情報を確認できると共に、NHKデータ放送により、河川情報の配信を行っている。 ・防災担当者向けプッシュ配信として、短時間雨量・河川水位・洪水予報等の情報提供を行っている。

避難誘導体制について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長又はその命を受けた職員は、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、ラジオ、水防信号又は広報網その他の方法によって、必要と認める区域の住民に対し、避難のための立退き又はその準備を指示することができる。なお、避難誘導にあたって誘導者は、市職員・警察官及び自主防災組織などと相互に綿密な連絡をとり実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市職員及び、消防団、警察、及び自主防災組織による誘導を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難誘導は自治会、自主防災組織、消防団等の協力を得る。</li> <li>・要配慮者等については、対応マニュアルに従い民生員が対応する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市、警察、自主防災組織、消防団等が連携し避難誘導を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市職員、消防団員、自主防災組織、警察官が連携して避難誘導に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団による各戸訪問等を行っている。今後は自主防災組織主体の避難誘導体制を構築していく予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町職員、警察官、消防団員、自主防災組織等が連携して行う。</li> </ul>

②水防に関する事項

項目	宇都宮市	日光市	小山市	真岡市	下野市	上三川町	益子町
河川水位等に係る情報提供について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・MCA無線機やEメールにて、情報を配信している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市消防本部を通じて消防団へ連絡している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小山市から関係機関団体への連絡系統あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防団(消防団)へ、災害対策本部から連絡をしている。</li> <li>・市ホームページにて、国土交通省の「川の防災情報」や栃木県の「リアルタイム雨量・河川水位観測情報」等へのリンクを掲載している。</li> <li>・河川状況の画像をケーブルテレビのデータ放送、スマートフォン用アプリにより公開をしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部から無線機やメールなど複数の手段により消防団へ連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かみたんメールにより配信している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部より直接消防団へ連絡</li> </ul>
河川の巡視区間、水防活動の実施体制について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長は、知事から大雨に関する気象状況の通知を受けたとき、または必要があると認めるときは、出水前に必ず巡視員を派遣して堤防の巡視にあたらせるものとする。この巡視は堤防延長2,000mごとに1名以上とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、出水期前に関係自治体、消防等と重要水防箇所及び水防倉庫の点検を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防計画により、消防団、市職員により監視ポイントの巡視を行い、各地点において冠水、越水となる恐れを観測。</li> <li>・消防団による河川堤防上の警戒巡視を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出動の指令を受けた水防団(消防団)が受け持ち区間の巡視を実施している。</li> <li>・市職員による河川巡視を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団員が平常時から担当区域の巡視を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、出水期前に県、消防等と重要水防箇所及び水防倉庫の点検を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団(分団)が管轄地区を出動指令を受けて巡視を実施する。</li> </ul>
水防資機材の整備状況について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・砂のうを、各消防署所に1,000袋以上を備蓄保管、その他に防水シート422枚、ロープ173束、鉄杭3,750、スコップ476本、ハンマー223本など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内20か所に土のうステーションを設置している。</li> <li>・各消防署に救命ボートやスコップ等水防資器材を保有している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防署及び分署等のほか、過去の水害被害があった場所付近の公園に土のうを配備し、また、水防工法に対応する資器材を配備している。</li> <li>・毎年、出水期前の水防資機材の点検を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土嚢袋、縄等の資器材を3箇所の水防倉庫に保管している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、防災倉庫、水防倉庫の市内4か所に土のう等を備蓄している。</li> <li>・今後、重要水防箇所により近い場所に土のう等の備蓄を検討している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防倉庫に土のう袋、役場駐車場に土のう用砂を備蓄している。</li> <li>・氾濫の予想される箇所の一部については近くの公園等に土のうを配備している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>シート270枚、土のう袋600枚など</li> </ul>
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市庁舎及び災害拠点病院は、浸水想定区域にない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当市には浸水想定区域が存在しないが、本庁舎が使用できない場合には、消防本部庁舎に災害対策本部を設置することとしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部は市役所本庁舎(洪水ハザードマップでの浸水想定区域ではない。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎使用不能の場合、災害対策本部は真岡消防署に設置。</li> <li>・芳賀赤十字病院は高台に位置しているため、浸水想定無し。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市庁舎使用不能の場合は、ゆうゆう館に本部を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎は災害時には災害対策本部として機能している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部(役場)は、浸水想定区域外</li> </ul>

③河川管理施設の整備に関する事項

項目	宇都宮市	日光市	小山市	真岡市	下野市	上三川町	益子町
堤防等河川管理施設の現状の整備状況について							

			<ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 行政区、自主防災組織、消防団等の組織を通じた戸別訪問及び拡声器、電話等による伝達</li> <li>(4) 広報車使用による伝達</li> <li>(5) テレビ、ラジオ、有線放送、携帯電話等による伝達</li> <li>(6) ホームページ、電話、FAX等による伝達</li> <li>・サイロ、鐘等の使用による伝達</li> <li>・行政区、自主防災組織、消防団等の組織を通じた戸別訪問及び拡声器、電話等による伝達。</li> <li>・広報車使用による伝達。</li> <li>・HP等による伝達。</li> </ul>		
避難誘導体制について	・特になし。	町職員、消防団員、自主防災組織等が連携して、危険な地域から安全な地域へ避難誘導に努める。	町職員、警察、自主防災組織、消防団等の協力を得て、できるだけ近隣の住民とともに集団避難を行うよう指導する。	町担当課、警察、消防、自主防災組織等が連携・協力し、できるだけ近隣の住民とともに集団避難を行うよう指導する。	

②水防に関する事項

項目	市貝町	芳賀町	塩谷町	高根沢町	栃木県
河川水位等に係る情報提供について	・特になし。	・災害対策本部より直接消防団へ連絡する。	・消防団等については、災害対策本部から直接連絡	・町は必要な情報を収集し、遅滞なく消防団へ通報する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直轄河川の水防警報発令時に関係機関へ情報提供を行っている。</li> <li>・県管理河川については、洪水予報の発表と併せて水防警報を発令している。</li> <li>・「とちぎリアルタイム雨量・河川水位観測情報」(インターネット配信)により、雨量・河川水位・河川状況映像等の情報を提供している。</li> <li>・電話応答装置により雨量・河川水位情報を確認できると共に、NHKデータ放送により、河川情報の配信を行っている。</li> <li>・防災担当者向けプッシュ配信として、短時間雨量・河川水位・洪水予報等の情報提供を行っている。</li> </ul>
河川の巡視区間、水防活動の実施体制について	・特になし。	・出勤指令を受けて水防団(消防団)の受け持ち区間の巡視を実施する。	・地元消防団による巡視(受け持ち区間などの記載なし)	・各消防団の受け持ち区域(町内の各河川流域)があり、出勤指令を受けて巡視を実施する。	・毎年、出水期前に関係自治体、消防等と重要水防箇所及び水防倉庫の点検を行っている。
水防資機材の整備状況について	・特になし。	土のう1,500袋、縄19巻、杭1,000本以上など	・土嚢等を町施設及び消防署に保管	・土嚢2,000袋、シート10枚、トラロープ100mなど	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災ステーション、防災ヤードに根固めブロック、土のう用土砂等を備蓄している。</li> <li>・各土木事務所の水防倉庫に土のう袋等の資機材を備蓄している。</li> </ul>
市町庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応について	・特になし。	特になし。	・特になし	・水害のおそれのある病院施設に町健康福祉課より連絡し、避難先を指示する。	

③河川管理施設の整備に関する事項

項目	市貝町	芳賀町	塩谷町	高根沢町	栃木県
堤防等河川管理施設の現状の整備状況について					<ul style="list-style-type: none"> <li>・県管理の各河川において、河川整備計画に基づき整備している。</li> <li>・県の防災減災に対する取り組みとして、県管理河川の堤防天端をアスファルト舗装で保護し、決壊までの時間を少しでも延ばす対策を実施している。また、堆積土を除去し、洪水を安全に流す対策を実施している。</li> </ul>

## (2) 【課題】水害リスク情報や減災に係る取組

### ① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	宇都宮市	日光市	小山市	真岡市	下野市
想定される浸水リスク情報の周知について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図に伴う洪水ハザードマップの改訂が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水想定区域図及び堤防決壊時の氾濫シミュレーション結果をホームページで公開しているが、自治体や住民に向けて分かりやすいものではないため、浸水リスクとして認識されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水浸水想定区域の改訂に伴い、洪水ハザードマップの改訂が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図に伴う洪水ハザードマップの改訂が必要である。</li> </ul>
避難勧告等の発令基準について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難の判断基準となる水位に達する前でも、避難すべき危険な状況になる可能性がある。</li> <li>・降雨や水位の見込や予想をするのは難しい。</li> <li>・特に深夜、早朝の避難勧告発令の見極めが困難。</li> <li>・発令にあたっては、水位のみのならず、河川の状況等を総合的に判断することとしているが、数値化が難しい「総合的」の部分の判断が非常に難しい。</li> <li>・浸水想定区域以外においても河川が氾濫しており、水位情報が無い中で避難勧告発令の判断が難しい。</li> <li>・河川の水位上昇時には、同時に内水氾濫や土砂災害、倒木等の対応もしているため河川のみを注視できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告等の発令の判断基準（具体的な考え方）を整理する必要がある。</li> <li>・河川の水位上昇時には、同時に内水氾濫や土砂災害、倒木等の対応もしているため河川のみを注視できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難の判断基準となる水位に達する前でも、避難すべき危険な状況になる可能性がある。</li> <li>・避難勧告と避難指示（緊急）の使い分けが難しい。</li> <li>・降雨や水位の見込や予想をするのは難しい。</li> <li>・深夜、早朝の避難勧告発令の見極めが困難。</li> <li>・発令にあたっては、水位のみのならず、河川の状況等を総合的に判断することとしているが、数値化が難しい「総合的」の部分の判断が非常に難しい。</li> <li>・河川の水位上昇時には、同時に内水氾濫や土砂災害、倒木等の対応もしているため河川のみを注視できない。</li> <li>・内水被害も取り入れる必要がある。</li> <li>・上流域に雨量観測所がないため見込み・予想が難しい。</li> <li>・深夜から明け方前の避難勧告発令については、二次災害の危険性も考慮すると判断が難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・降雨や水位の見込や予想が困難である。</li> <li>・避難勧告等の発令の判断基準（具体的な考え方）を整理する必要がある。</li> <li>・河川の水位上昇時には、同時に内水氾濫や土砂災害、倒木等の対応もしているため河川のみを注視できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告等の発令にはタイムラインを目安として、上流部の状況や情報を詳細に収集する必要がある。</li> <li>・避難の判断基準となる水位に達する前でも、避難すべきような危険な状況になる可能性がある。</li> <li>・降雨や水位の見込や予想をするのは難しい。</li> <li>・特に深夜、早朝の避難勧告発令の見極めが困難。</li> <li>・河川の水位上昇時には、同時に内水氾濫や土砂災害、倒木等の対応もしているため河川のみを注視できない。</li> </ul>
避難場所・避難経路について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平坦な地形のため、避難方向の指示は可能でも浸水を回避しての避難経路の指定は困難。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難経路上に土砂災害警戒区域のある地域も多いことから、市有施設に頼った避難場所の確保が困難となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平坦な地形のため、避難方向の指示は可能でも浸水を回避しての避難経路の指定は困難。</li> <li>・指定避難所、指定緊急避難場所以外に、一時避難所として地区の集会所を設定したが、住民の認識が難しい。</li> <li>・全戸配布した防災ガイドブックが、活用されるか否か。</li> <li>・避難経路や避難方向については設定していないので設定していく必要がある。</li> <li>・浸水想定区域において避難場所までかなり距離のある地域もあり、避難場所の選定について再考の必要がある。</li> <li>・避難経路については設定しておらず避難方向を設定していたが、避難経路を具体化していく必要がある。</li> <li>・洪水ハザードマップの全世帯配布をしたが、あまり活用されていないようである。</li> <li>・避難経路については設定しておらず、また道路の浸水・冠水等に関する情報も事前には把握していないので、避難誘導の際の経路の指定が困難である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難経路や避難方向については設定していないので設定していく必要がある。</li> <li>・浸水想定区域において避難場所までかなり距離のある地域もあり、避難場所の選定について再考の必要がある。</li> <li>・平坦な地形のため、避難方向の指示は可能でも浸水を回避しての避難経路の指定は困難。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難方向を設定しているが、平坦な地形のため浸水を回避しての避難経路の指定は困難。</li> <li>・避難路が浸水している場合、迂回路がない世帯が孤立する恐れがある。</li> </ul>

## 資料3

### 上三川町

- ・浸水想定区域図等が浸水リスクとして認識されていない。
- ・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図に伴う洪水ハザードマップの改訂が必要である。

- ・避難勧告と避難指示の使い分けが難しい。
- ・降雨や水位の見込や予想をするのは難しい。
- ・特に深夜、早朝の避難勧告発令の見極めが困難。

- ・避難経路については地域の実情に即したものである必要があり、そのためには自主防災組織主導による避難経路の設定が必要であると思われるが、自主防災組織自体が立ち上がり初めた段階であり、まだまだ時間が必要である。

- ・避難所については学校の体育館が多く指定されているが、一部浸水想定区域に指定されている学校があり、水害時には避難場所として使用できないため、離れた避難所まで避難する必要がある。

益子町	市貝町	芳賀町	塩谷町	高根沢町	栃木県
<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水想定区域図等が浸水リスクとして認識されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図に伴う洪水ハザードマップの改訂が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水ハザードマップを全世帯配布をしたが、浸水リスクとして認識されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水想定区域図等が浸水リスクとして認識されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水想定区域図等が浸水リスクとして認識されていない。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小貝川の鉄道橋下水位観測所は、市街地の下流に位置しているため避難判断に使用することは難しい。(大羽川と小貝川合流地点ぐらいに水位計が必要)</li> <li>・上流域に雨量観測所がないため見込み・予想が難しい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告と避難指示の使い分けが難しい。</li> <li>・河川の水位上昇時には、同時に内水氾濫や土砂災害、倒木等の対応もしているため河川のみを注視できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・深夜、早朝の避難勧告発令の見極めが困難。</li> <li>・基本的には、対象の基準水位観測所の水位により避難勧告等の発令の数値基準が決まっているが、数値基準以外にも様々な要因を総合的に判断しなければいけないこともあり、洪水時には時間的に余裕のない中で適切な判断が求められる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難の判断基準となる水位に達する前でも、避難すべき危険な状況になる可能性がある。</li> <li>・避難勧告と避難指示の使い分けが難しい。</li> <li>・降雨や水位の見込みや予想をするのは難しい。</li> <li>・特に深夜から明け方前の避難勧告発令については、二次災害の危険性も考慮すると判断が難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・降雨や水位の見込や予想をするのは難しい。</li> <li>・特に深夜、早朝の避難勧告発令の見極めが困難。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水ハザードマップの全世帯配布をしたが、あまり活用されていないと思われる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線は、豪雨時の雨音や濁流の音で聞き取れない恐れがある。</li> <li>・洪水ハザードマップの全世帯配布をしたが、あまり活用されていないのでは。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水ハザードマップの全世帯配布をしたが、あまり活用されていないと思われる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難経路については設定しておらず、また、道路の浸水・冠水等に関する情報も事前には把握していないので、避難誘導する際の経路の指定が困難である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平坦な地形のため、避難方向の指示は可能でも浸水を回避しての避難経路の指定は困難。</li> </ul>	

項目	宇都宮市	日光市	小山市	真岡市	下野市
住民等への情報伝達の方法について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難情報の伝達手段は、できる限り多く確保しているが、限りある人員の中で何とか運用している状態である。</li> <li>・外国人への情報伝達が必要。</li> <li>・各機関からのFAXやメールが多く、情報の精査にも人手が取られることとなり、本当に重要な情報が埋もれてしまう恐れを感じている。</li> <li>・防災行政無線は、豪雨時の雨音や濁流の音で聞き取れない恐れがあるため、緊急速報メールが最も有効と考えるが、携帯電話が無い世帯のためにも、他の伝達手段も確保する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線は、豪雨時の雨音や濁流の音で聞き取れない恐れがある。</li> <li>・外国人への情報伝達が必要。</li> <li>・各機関からのFAXやメールが多く、情報の精査にも人手が取られることとなり、本当に重要な情報が埋もれてしまう恐れを感じている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難情報の伝達手段は、できる限り多く確保しているが、限りある人員の中で何とか運用している状態である。</li> <li>・各機関からのFAXやメールが多く、情報の精査にも人手が取られることとなり、本当に重要な情報が埋もれてしまう恐れを感じている。</li> <li>・外国人への情報伝達が必要。</li> <li>・防災行政無線は、豪雨時の雨音や濁流の音で聞き取れない恐れがある。</li> <li>・現在のところ、緊急速報メールが最も有効と考えるが、携帯電話が無い世帯のためにも、他の伝達手段も確保する必要がある。</li> <li>・拡声器付災害情報システムが聞こえにくい。</li> <li>・メールの配信、ホームページへの掲載するタイミングについて早期対応。</li> <li>・さらに確実な情報伝達を目指し新たな伝達方法を検討する。</li> <li>・国で検討しているスマートフォンを活用したリアルタイム情報の提供やプッシュ型情報の発信が必要。</li> <li>・複数の情報伝達の体制や方法をとっているが、全ての住民へ周知できているのか不明。</li> <li>・防災無線（個別受信機含む）での広報が主となるが、旅行者や外国人への情報伝達が課題</li> <li>・防災無線が聞こえなかった場合に対応できるよう電話による再送信サービスを実施しており周知もしているが存在を知らない方が多いと思われる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の情報伝達体制をとっているが、さらに確実な情報伝達を目指し新たな伝達方法を検討する。</li> <li>・防災行政無線は、豪雨時の雨音や濁流の音で聞き取れない恐れがある。</li> <li>・防災行政無線と連動して、戸別受信機や防災ラジオを整備し難聴地域を解消する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線は、豪雨時の雨音や濁流の音で聞き取れない恐れがあるため、テレビの文字放送、ラジオやメール、ホームページを併せて情報収集するよう啓発を進める。</li> <li>・複数の情報伝達の体制や方法をとっているが、全ての住民へ周知できているのか不明。</li> <li>・外国人への情報伝達が必要。</li> <li>・各機関からのFAXやメールが重複する場合は情報の精査が困難となっている。</li> </ul>
避難誘導体制について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告等が発令されても、避難行動を起こさない住民への対応が課題。</li> <li>・消防団員等の生命を守るため、避難誘導時の待避の見極めが必要。</li> <li>・早めに避難する場合には車両での避難が想定されるため、誘導方法そのものの検討が必要。</li> <li>・水害が広範囲に及ぶ場合には、各員が連携をしても人員が不足する恐れがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告等が発令されても、避難行動を起こさない住民への対応が課題。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告等が発令されても、避難行動を起こさない住民への対応が課題。</li> <li>・消防団員等の生命を守るため、避難誘導時の待避の見極めが必要。</li> <li>・早めに避難する場合には車両での避難が想定されるため、誘導方法そのものの検討が必要。</li> <li>・水害が広範囲に及ぶ場合には、各員が連携をしても人員が不足する恐れがある。</li> <li>・各組織と連携して、迅速な避難誘導のための準備や訓練が必要。</li> <li>・市民一人一人の避難の意識の向上が必要。</li> <li>・各組織との連携を確認しておく必要がある。</li> <li>・避難誘導マニュアル等を早急に整備する必要がある。</li> <li>・避難要支援者の避難誘導体制の確立が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各組織との連携を確認しておく必要がある。</li> <li>・避難行動要支援者の避難誘導方法が課題。</li> <li>・水害が広範囲に及ぶ場合には、各員が連携をしても人員が不足する恐れがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告等が発令されても、避難行動を起こさない住民への対応が課題。</li> <li>・消防団員等の生命を守るため、避難誘導時の待避の見極めが必要。</li> <li>・早めに避難する場合には車両での避難が想定されるため、誘導方法そのものの検討が必要。</li> <li>・避難誘導マニュアル等を早急に整備する必要がある。</li> <li>・各組織と連携して、迅速な避難誘導のための準備や訓練が必要。</li> <li>・避難行動要支援者の避難誘導方法が課題。</li> <li>・水害が広範囲に及ぶ場合には、各員が連携をしても人員が不足する恐れがある。</li> <li>・市民一人一人の避難の意識の向上が必要。</li> </ul>



## 上三川町

- ・自主防災組織による緊急連絡網の設置、要援護者の把握等を進めているところだが、まだ始まったばかりであり、実効性のあるものとはなっていない。
- ・各機関からのFAXやメールが多く、情報の精査が困難となっている。

- ・避難勧告等が発令されても、避難行動を起こさない住民への対応が課題。
- ・消防団員等の生命を守るため、避難誘導時の待避の見極めが必要。
- ・早めに避難する場合には車両での避難が想定されるため、誘導方法そのものの検討が必要。
- ・避難誘導マニュアル等を早急に整備する必要がある。
- ・各組織と連携して、迅速な避難誘導のための準備や訓練が必要。
- ・避難行動要支援者の避難誘導方法が課題。
- ・水害が広範囲に及ぶ場合には、各員が連携をしても人員が不足する恐れがある。
- ・町民一人一人の避難の意識の向上が必要。

益子町	市貝町	芳賀町	塩谷町	高根沢町	栃木県
<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災無線（個別受信機含む）での広報が主となるが、旅行者や外国人への情報伝達が課題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線は、豪雨時の雨音や濁流の音で聞き取れない恐れがある。</li> <li>・外国人への情報伝達が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災無線が聞こえなかった場合に対応できるよう電話による再送信サービスを実施しており周知もしているが存在を知らない方が多いと思われる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線が聞こえにくい。</li> <li>・防災行政無線は、豪雨時の雨音や濁流の音で聞き取れない恐れがある。</li> <li>・緊急速報メールの配信には、携帯会社ごとに入力の必要があり、最低3人（3回）の人手が必要。</li> <li>・避難情報の伝達手段は複数確保しているが、運用する方法や人員の整理が出来ていない。</li> <li>・各機関からのFAXやメールが多く、情報の精査が困難となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線は、豪雨時の雨音や濁流の音で聞き取れない恐れがある。</li> <li>・複数の情報伝達の体制や方法をとっているが、全ての住民へ周知できているのか不明。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告等が発令されても、避難行動を起こさない住民への対応が課題。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団員等の生命を守るため、避難誘導時の待避の見極めが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各組織と連携して、迅速な避難誘導のための準備や訓練が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告等が発令されても、避難行動を起こさない住民への対応が課題。</li> <li>・特に夜間の避難誘導については二次災害の危険性もあるため、消防団員等の生命を守るため避難誘導時の退避の見極めが必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難勧告等が発令されても、避難行動を起こさない住民への対応が課題。</li> <li>・各組織と連携して、迅速な避難誘導のための準備や訓練が必要。</li> <li>・災害時要支援者の避難誘導方法が課題。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市や国などの関係機関と連携して広域的な避難計画の策定が必要。</li> </ul>

②水防に関する事項

項目	宇都宮市	日光市	小山市	真岡市	下野市
河川水位等に係る情報提供について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位等の情報を得た時に、情報共有の有り方を検討する必要がある。</li> <li>・有線電話や携帯電話が使えない場合の連絡手段の確保方法を考えておく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有線電話や携帯電話が使えない場合の連絡手段の確保方法を考えておく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位等の情報を得た時に、情報共有の有り方を検討する必要がある。</li> <li>・有線電話や携帯電話が使えない場合の連絡手段の確保方法を考えておく必要がある。</li> <li>・正確な情報配信と迅速さが課題。</li> <li>・住人は老若男女なのであらゆる情報提供の手段を用いる必要がある。</li> <li>・提供する情報が、専門的な表現にならないよう注意する必要がある。</li> <li>・距離的に離れている水位観測所では避難勧告等発令するタイミングが難しい。</li> <li>・把握できる全ての情報を提供すると、情報過多になり、かえって判断基準が分からなくなる可能性があるため提供情報の見極めが必要である。</li> <li>・現場対応等に追われ、適切なタイミングでの情報提供が出来ない可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・なるべく迅速かつ分りやすく情報提供をする必要がある。</li> <li>・あわただしし中でいかに正確に迅速にできるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提供する情報が、専門的な表現にならないよう注意する必要がある。</li> <li>・水位等の情報を得た時に、情報共有の有り方を検討する必要がある。</li> <li>・有線電話や携帯電話が使えない場合の連絡手段の確保方法を考えておく必要がある。</li> <li>・あわただしし中でいかに正確に迅速にできるか。</li> <li>・ホームページへのアクセス集中によりサイトが動かなくなるのが無いようにしたい。</li> </ul>
河川の巡視区間、水防活動の実施体制について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・決壊するような猛烈な増水時は、巡視や土のう作業などには危険を伴うため安全対策を考える必要がある。</li> <li>・担当者の安全管理を徹底していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防活動時、災害対応実動員に対し安全管理員を配置し実施するなど、二次災害防止の対策を講じる必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巡視員の人員確保、交代時期が課題。</li> <li>・決壊するような猛烈な増水時は巡視や土のう作業などには危険を伴うため、二次災害防止等の対策を検討する必要がある。</li> <li>・夜間の巡視の場合、目視が難しく判断ができない可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水防団（消防団）や市職員など巡視のための人員の確保、巡視員の安全確保の徹底が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巡視のための消防団員の安全対策が一番大切なこと。</li> <li>・決壊するような猛烈な増水時は、巡視や土のう作業などには危険を伴うため安全対策を考える必要がある。</li> <li>・担当者の安全管理を徹底していく必要がある。</li> </ul>
水防資機材の整備状況について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新技術を活用した水防資機材等の整備検討をしていく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配備済みの水防資器材に対しては、耐用年数や破損状況を点検し更新する必要がある、また、種類や数量を検討し見直していく必要もある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新技術を活用した水防資機材等の整備検討をしていく。</li> <li>・資機材については、数量等含め定期的な点検管理が必要である。</li> <li>・水防資機材の種類や数量を検討し見直していく必要がある。</li> <li>・水防資機材の整備は殆どなされていないので、計画的な整備が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資機材については、定期的な点検管理が必要である。</li> <li>・水防資機材の種類や数量を検討し見直していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフジャケットなどの装備の充実を行った。今後、更新計画が必要。</li> <li>・資機材については、定期的な点検管理が必要である。</li> <li>・水防資機材の種類や数量を見直し、重要水防個所に備蓄場所の整備を進める必要がある。</li> </ul>
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市庁舎及び災害拠点病院の浸水想定はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当市には浸水想定区域が指定されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所各出張所について、災害事情に見あった対応を検討している。</li> <li>・庁舎については、災害が発生した際に被害が最小限にとどまるような水害対策を行う必要がある。</li> <li>・浸水想定が0.5m未満のところはほとんどとはいえ、浸水区域に病院が含まれているので、その対策について検討することが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎については、災害が発生した際に被害が最小限にとどまるような水害対策を行う必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定最大規模降雨における浸水深などの被害想定により、再検討する必要がある。</li> <li>・庁舎までの参集ルートの水害対策を行う必要がある。</li> </ul>

③河川管理施設の整備に関する事項

項目	宇都宮市	日光市	小山市	真岡市	下野市
堤防等河川管理施設の現状の整備状況について					

上三川町

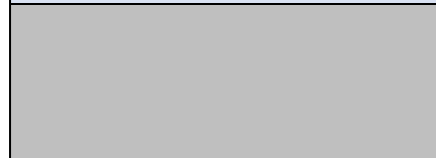
- ・提供する情報が、専門的な表現にならないよう注意する必要がある。
- ・水位等の情報を得た時に、情報共有の有り方を検討する必要がある。
- ・有線電話や携帯電話が使えない場合の連絡手段の確保方法を考えておく必要がある。
- ・あわただし中でいかに正確に迅速にできるか。

- ・巡視のための必要な人員確保が、消防団だけでは難しい。
- ・決壊するような猛烈な増水時は、巡視や土のう作業などには危険を伴うため安全対策を考える必要がある。
- ・担当者の安全管理を徹底していく必要がある。

- ・資機材については、定期的な点検管理が必要である。

- ・庁舎は浸水想定区域に指定されていないが、周囲が冠水し孤立する可能性がある。

上三川町



益子町	市貝町	芳賀町	塩谷町	高根沢町	栃木県
・提供する情報が、専門的な表現にならないよう注意する必要がある。	・あわただしい中でいかに正確に迅速にできるか。	・水位等の情報を得た時に、情報共有の有り方を検討する必要がある。	・提供する情報が、専門的な表現にならないよう注意する必要がある。 ・把握できる全ての情報を共有すると、情報過多になり、かえって判断基準が分からなくなる可能性があるため、提供する情報の見極めが必要である。 ・現場対応等に追われ、適切なタイミングでの情報提供が出来ない可能性がある。	・有線電話や携帯電話が使えない場合の連絡手段の確保方法を考えておく必要がある。	
・消防団・担当者の安全管理を徹底していく必要がある。	・担当者の安全管理を徹底していく必要がある。	・担当者の安全管理を徹底していく必要がある。	・特になし。	・巡視を実施する消防団員の安全管理を徹底していく必要がある。 ・決壊するような猛烈な増水時は、巡視や土のう作業などには危険を伴うため安全対策を考える必要がある。	・実際の水防活動を想定し、関係機関と協力した訓練の実施や点検が必要。
・資機材については、定期的な点検管理が必要である。	・現在の備蓄では不完全であるため、今後計画的な整備が必要。	・資機材については、定期的な点検管理が必要である。	・水防資機材の整備は殆どなされていないので、今後計画的な整備が必要である。	・現在の備蓄では不完全であるため、今後計画的な整備が必要。 ・水防資機材の種類や数量を検討し見直ししていく必要がある。	水防資機材の備蓄について、水防活動の計画に合わせた数量など検討が必要。
・浸水想定区域に立地していないので特になし	・庁舎については、今後同規模の災害が発生した際に被害が最小限にとどまるような水害対策を行う必要がある。	・特になし。	・立地条件として水害時の被害はあまり想定していない。	・情報伝達の仕組みづくりが課題である。	

益子町	市貝町	芳賀町	塩谷町	高根沢町	栃木県
					・河川整備が完了していない。 ・河川の整備は下流からの改修が原則であるため、上流や整備完了区間については、堆積土の撤去等により洪水を安全に流す対策が必要である。